**平成２９年（フ）第１０９２号**
札幌市中央区南13条西21丁目３番13号
破産者　後藤由紀子
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１１００号**
札幌市豊平区水車町６丁目１番16号
破産者　印牧　　力
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１１０８号**
札幌市東区北46条東12丁目３番11号、開始決定時の住所札幌市手稲区前田６条７丁目１番24号　コーポ花づつみ102号
破産者　吉川　英寿
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１３号**
山形市嶋南２丁目12番16―302号　ロングヒル嶋、開始決定時の住所山形県上山市大石１丁目１番57―２号
破産者　山川　仁志
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第７４号**
山形市大字門伝33番地、前住所山形県東村山郡山辺町大字山辺1118番地１
破産者　長岡　啓司
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第７６号**
山形市中桜田３丁目５番62号　ソファレトロゥ　201号
破産者　板垣　晃市
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第９２号**
山形県上山市金谷字鼠谷地1459番地の５
破産者　小川　悦子
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第７４号**
富山県南砺市岩木238番地
破産者　中居工務店こと　中居兵九郎
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

**平成２８年（フ）第１１１号**
富山県射水市中太閤山12丁目３番地　県営住宅56―402
破産者　熊本建築こと　熊本　良秋
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

**平成２９年（フ）第１１６号**
長野市吉田３丁目22番19号
破産者　島崎　有沙
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第２１６号**
静岡県富士市荒田島147番地の３
破産者　井出　貴之
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

**平成２９年（フ）第７９号**
静岡県浜松市東区積志町81―２、住民票上の住所静岡県浜松市北区引佐町井伊谷657番地の３
破産者　まる井旅館こと　内山　正夫
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２８年（フ）第１９６１号**
名古屋市千種区今池３丁目13番５号　第27プロスパー今池603号、従前の住所名古屋市千種区千種３丁目７番10号　エクセル吹上３Ｂ号
破産者　小島　智和
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第８２２号**
愛知県春日井市鳥居松町４丁目71番地　ＭＩＹＡＫＯビル401号、従前の住所名古屋市南区堤起町２丁目68番地
破産者　近藤　　章
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第９７４号**
名古屋市守山区吉根３丁目202番地　ピオスⅡ101号、従前の住所名古屋市中川区横前町58番地
破産者　髙瀬　智康
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第９８８号**
愛知県愛西市町方町新西馬27番地　ルミエールＢ棟102号
破産者　福田　久男
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第５３２１号**
大阪市東淀川区下新庄６丁目13番24号、開始決定時大阪市阿倍野区帝塚山１丁目２番６号
破産者　和田　勝男
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３６９８号**
大阪市港区磯路２―12―１―513、住民票上の住所大阪市港区磯路２丁目11番２号
破産者　吉本事務所こと　吉本　泰之
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部